

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 教育機関</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 市町村立学校の教職員（第三十七条 第四十七条の四）</p> <p>第三節 学校運営協議会（第四十七条の五）</p> <p>第五章・第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>（任命）</p> <p>第四条</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 地方公共団体の長は、第一項の規定による委員の任命に当たつては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人をい</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 教育機関</p> <p>第一節（略）</p> <p>第二節 市町村立学校の教職員（第三十七条 第四十七条の四）</p> <p>（新設）</p> <p>第五章・第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>（任命）</p> <p>第四条</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 地方公共団体の長は、第一項の規定による委員の任命に当たつては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人をい</p>

う。第四十七条の五第二項において同じ。( )である者が含まれるように努めなければならない。

### 第三節 学校運営協議会

第四十七条の五 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校のうちその指定する学校（以下この条において「指定学校」という。）( )の運営に関して協議する機関として、当該指定学校ごとに、学校運営協議会を置くことができる。

2 学校運営協議会の委員は、当該指定学校の所在する地域の住民、当該指定学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者その他教育委員会が必要と認める者について、教育委員会が任命する。

3 指定学校の校長は、当該指定学校の運営に関して、教育課程の編成その他教育委員会規則で定める事項について基本的な方針を作成し、当該指定学校の学校運営協議会の承認を得なければならない。

4 学校運営協議会は、当該指定学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）( )について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

5 学校運営協議会は、当該指定学校の職員の採用その他の任用に関する事項について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。

う。( )である者が含まれるように努めなければならない。

(新設)

(新設)

きる。この場合において、当該職員が県費負担教職員（第五十五条第一項、第五十八条第一項又は第六十一条第一項の規定により市町村委員会がその任用に関する事務を行う職員を除く。第九項において同じ。）であるときは、市町村委員会を経由するものとする。

6 | 指定学校の職員の任命権者は、当該職員の任用に当たっては、前項の規定により述べられた意見を尊重するものとする。

7 | 教育委員会は、学校運営協議会の運営が著しく適正を欠くことにより、当該指定学校の運営に現に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合においては、その指定を取り消さなければならぬ。

8 | 指定学校の指定及び指定の取消しの手続、指定の期間、学校運営協議会の委員の任免の手続及び任期、学校運営協議会の議事の手続その他学校運営協議会の運営に関し必要な事項については、教育委員会規則で定める。

9 | 市町村委員会は、その所管に属する学校（その職員のうち県費負担教職員である者を含むものに限る。）について第一項の指定を行うおとするときは、あらかじめ、都道府県委員会に協議しなければならない。